

## 令和7年度中野市人権センター運営委員会 次第

日時：令和7年7月16日（水）午後2時

場所：中野市人権センター 会議室1

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 会長の互選及び会長職務代理者の指名
- 5 会議事項
  - (1) 令和6年度中野市人権センター事業の実施状況について
  - (2) 令和7年度中野市人権センター事業について
  - (3) 人権センターまつりについて
- 6 その他
- 7 閉会

## 《人権センターの概要》

昭和 51 年に豊田村隣保館（現在の中野市豊田人権センター）、昭和 53 年に中野市隣保館（現在の中野市人権センター）が、それぞれ開設されました。隣保館は、社会福祉法に基づき隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させること、その他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業）を実施してきましたが、平成 14 年度から隣保館設置運営要綱に基づき、さらなる事業の推進を図ることとなりました。旧中野市では、同年度、「中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画」に基づき、「人権のまちづくり」の拠点として、中野市隣保館は中野市人権センターに、平成 17 年度、市村合併に伴い、豊田村隣保館は中野市豊田人権センターにそれぞれ名称を変更し、人権教育の総合的な企画運営、生きがい対策事業等を推進しています。

### ○ 中野市人権センター

昭和 53 年度、地域住民の福祉の向上や人権啓発のための交流の拠点として、「中野市隣保館」を開設。

平成 13 年度、県の介護予防拠点施設整備事業により増改築。

平成 14 年度、「中野市人権センター」と名称を変更。

【増改築工事完成日】	平成 13 年 11 月 30 日
【施設の構造面積】	木造モルタル平屋建 441.5 m <sup>2</sup>
【施設内容】	会議室 3 箇所、調理実習室、相談室、事務室など
【使用時間】	午前 8 時 30 分～午後 10 時【休館日】年未年始
【会議室の使用】	申請により、人権や地域交流に関わる会議等で使用できる。
【人権教育DVD】	貸出可能。

### ○中野市豊田人権センター

昭和 51 年度、地域住民の福祉の向上や人権啓発のための交流の拠点として「豊田村隣保館」を開設。

平成 17 年 4 月 1 日、市村合併による新中野市誕生に伴い「中野市豊田人権センター」と名称を変更、豊田地域の人権教育の総合的な企画運営、地域交流事業等を推進。

【開館日】	昭和 51 年 4 月 1 日
【施設の構造面積】	鉄骨 2 階建 381.03 m <sup>2</sup>
【施設内容】	会議室、学習室、和室、料理講習室、事務室など
【使用時間】	午前 8 時 30 分～午後 10 時【休館日】年未年始
【会議室の使用】	申請により、人権や地域交流に関わる会議等で使用できる。

## (1) 令和6年度 人権センター事業の実施状況について

市民の福祉の向上、人権教育及び啓発のための交流拠点となる開かれたコミュニティセンターを目指して、生活上の各種相談事業、地域交流事業等、啓発広報活動、社会人権教育推進事業を実施しました。

### ○各種相談事業

- ・人権センター生活相談員による相談事業 2名配置

行政や関係機関等との連携及び情報提供や、定期的な巡回により、相談前後状況を把握し報告しました。

### ○地域交流事業

地域住民を対象にレクリエーション、各種講座を開催し、相互の交流を図ることで人権意識の高揚を図りました。

	事業・講座名	開催月	回数	人数 (延べ)
中野	折り紙教室	6月～12月	7回	73名
	立体切り絵教室	11月～3月	5回	31名
	親子アイシングクッキー教室	7月	1回	32名
	籐のかご作り講座	11月	1回	8名
豊田	生け花教室	6月～11月	6回	75名
	絵手紙教室	6月～11月	6回	47名
	折り紙教室	10月～3月	6回	73名
	立体切り絵教室	6月～10月	5回	24名
	料理教室	7月～2月	4回	45名
	海辺のヘアアクセサリ作り教室	8月	1回	12人
	本場韓国漬物講座	9月	1回	12人
	つまみ細工体験講座	9月～10月	2回	26人
	親子アイシングクッキー教室	3月	1回	23人



親子アイシングクッキー教室（中野）



料理教室（豊田）

○保健・福祉事業

	事業名	開催月	回数	人数 (延べ)
中野	いきいき健康体操教室 (概ね60歳以上の方)	6月～7月	8回	103名
豊田	いきいき健康体操教室	10月～11月	6回	60名
	アロマオイル&セルフケア講座	12月	1回	11名
	女性のための姿勢改善ストレッチ	1月	3回	46名
	ふれあい交流会	12月 人権センターまつりと 合同で開催(展示)		



いきいき健康体操教室(中野)



女性のための姿勢改善ストレッチ(豊田)

○啓発及び広報活動事業

あらゆる人権問題について、教育・啓発事業を通じて差別意識の解消に努めた。

- ・人権啓発広報「心をひらく」 年2回(5月、12月)発行。全戸配布。
- ・人権センターまつり 12月7日開催

○社会人権教育推進事業

市内の区・分館や幼稚園・保育園等が開催する人権教育懇談会・研修会に講師を派遣し、懇談会等を通じて、人権問題に対する意識の高揚・差別意識の解消に努めました。

また、市内企業に中野市企業人権教育推進協議会への加入促進、会員への人権研修を実施するとともに、共同して人権教育の推進に努めました。

区・分館人権教育懇談会	46か所実施	905人参加
高齢者人権教育研修会(シニアクラブ)	1回実施	14人参加
幼稚園・保育園人権教育研修会	10回	488人参加
中野市企業人権教育推進協議会	70企業参加	



区・分館人権教育懇談会（赤岩）



区・分館人権教育懇談会（吉田）

○令和6年度人権センター利用状況

（ ）内は令和5年度実績

	中野市人権センター	中野市豊田人権センター
年間回数	397回（429回）	142回（152回）
利用者数	3,995人（3,707人）	1,912人（1,634人）

○主な利用団体

・中野市人権センター

部落解放同盟中高地区協議会、部落解放同盟中野市協議会、中高断酒会、出愛の会（絵手紙）、中野市人権のまちづくりネットワーク、中野市日中友好協会、いきいき健康体操、高社山俳句会、中野オカリナの会 他

・中野市豊田人権センター

部落解放同盟中高地区協議会、部落解放同盟宮浦支部、宮浦常会、にこにこサロンすずめ、愛の一言会、生け花教室、北斗流生け花、元豊田民謡会、ふるさとの会、布あそびクラブ、ララカフェ豊田（子ども食堂）、農村女性ネットワークたかやしろグループとよた、スマイルの会、立体切り絵教室、豊田小学校 他

## (2) 令和7年度 人権センター事業について

### 1 目的

市民の福祉の向上、人権教育及び啓発のための交流拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業及び人権課題の解決のための各種事業を総合的にを行い、もって人権問題の速やかな解決に資することを目的とする。

### 2 運営の方針

- (1) 第1の目的を達成するため、市民の理解と信頼を得つつ、市民の生活課題に応じた事業計画を立て事業を実施する。
- (2) 市民が気軽に立ち寄り、広く利用できるよう人権センターの運営をする。

### 3 運営事業

- (1) 社会調査及び研究事業 …… 生活の改善向上を図るための必要な事業を研究
- (2) 相談事業 …… 地域住民等の生活上の相談に応じ、自立支援を助言・指導
  - ① 人権センター生活相談員による相談事業
    - ・行政や関係機関等との連携及び情報提供を行う。
    - ・定期的な巡回により、相談内容を把握し報告する。
  - ② 在日外国人に対する相談
    - ・電話等による生活上の相談は、必要に応じ関係部署等に案内する。
- (3) 地域交流事業 …… 地域住民及び周辺地域との交流により人権意識の高揚を図る。

	講座名	開催月	回数	定員
中野	折り紙教室	6月～12月	7回	12名
	クラフトテープで作る バッグ教室	6月～9月 9月～12月	4回 4回	10名 10名
	そば打ち教室	10月	1回	5名
	立体切り絵教室	6月～12月	6回	10名
豊田	絵手紙教室	6月～11月	6回	15名
	折り紙教室	9月～2月	6回	15名
	カレー屋さんが教えるスパイスカレー講座	7月	1回	16名
	アルコールインクアート教室	8月	1回	15名
	笹寿司講座	9月	1回	12名
	冬の料理教室(仮)	12月	1回	12名

### (4) 保健・福祉事業

	事業名	開催月	回数	定員
中野	いきいき健康体操教室 (概ね60歳以上の方)	6月～7月 (毎週火曜日)	9回	15名
豊田	椅子ヨガ&血流アップ体操	10月～11月 (毎週火曜日)	6回	15名
	女性のための姿勢改善ピラティス	1月～3月	6回	15名
	ふれあい交流会	未定	1回	15名

(5) 啓発及び広報活動事業 …… あらゆる人権問題に関する教育・啓発事業を行う。

- ① 人権啓発広報「心をひらく」 年2回（5月、12月）発行。全戸配布
- ② 人権センターまつり 12月6日（土）
- ③ 人権のつどい 未定
- ④ 人権センター施設利用者人権教育研修会 年2回（9月、2月）

(6) 社会人権教育推進事業

市内の区・分館や幼稚園・保育園等が開催する人権教育懇談会・研修会に講師を派遣し、懇談会等を通じて、人権問題に対する意識の高揚・差別意識の解消に努める。

また、市内企業に中野市あらゆる差別をなくす推進協議会への加入を促進するとともに、会員への人権啓発を行い、共同して人権教育の推進に努める。

- ・区・分館人権教育懇談会
- ・シニア人権教育研修会
- ・幼稚園・保育園人権教育研修会
- ・中野市あらゆる差別をなくす推進協議会

## 人権センターまつり開催計画（案）

### 1 目的

人権センターは、地域住民の福祉の向上や人権啓発のための交流の拠点、人権教育の総合的な企画運営、生きがい対策事業等を推進しています。

身近な問題である「人権」に対する理解と人権意識の高揚を図ることを目的に、人権に関する講演会、人権センター利用者等の作品を展示します。

2 開催日時 令和7年12月6日（土） 午前9時から午後3時まで

3 開催場所 中野市人権センター及び中野市中央公民館

4 主催 中野市、中野市人権センター運営委員会  
共催 中野市あらゆる差別をなくす推進協議会

5 開催内容

- 【異文化交流会（料理教室）】  
場所 中央公民館 206 調理実習室  
時間 午前10時～正午
- 【人権DVD鑑賞】（3枚分 1枚約30分、10分休憩）  
場所 人権センター会議室2・3  
時間 午前10時～正午
- 【アトラクション】  
中野オカリナの会  
時間 午後1時～午後1時20分
- 【人権講演会】  
場所 人権センター会議室2・3  
時間 午後1時30分～午後3時
- 【利用者作品展示】  
場所 人権センター会議室1  
時間 午前10時～午後3時

6 経費・予算 中野市一般会計 人権センター運営事業費 77千円

（内訳）	講師謝礼	50,000円
	消耗品	15,000円
	クリーニング代	12,000円

**改正**

平成28年3月31日告示第34号

中野市人権センター運営要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、中野市人権センター条例（平成17年中野市条例第36号）の規定に基づく人権センターにおいて、市民の福祉の向上、人権教育及び啓発のための交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業及び人権課題の解決のための各種事業を総合的に行い、もって人権問題の速やかな解決に資することを目的とする。

(運営の方針)

**第2条** 市長は、前条の目的を達成するため、市民の理解と信頼を得つつ、地域社会に密着し、また、市民の生活課題に応じた事業計画を長期的展望の下に毎年度策定し、当該事業計画に基づいて事業を実施するものとする。

- 2 人権センターは、常に中立公正を旨とし、広く市民が利用できるよう運営しなければならない。
- 3 人権センターの運営に当たっては、市民の自立の支援を基本とするとともに、関係機関、社会福祉法人、ボランティア等との連携を図るものとする。

(事業の内容)

**第3条** 人権センターは、前条に規定する運営方針により、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 人権に係る生活の実態調査、研究及び相談・助言
- (2) 人権に関する理解を深めるための教育・啓発及び広報活動
- (3) 各種クラブ活動、レクリエーション及び文化活動
- (4) 社会福祉等の活動

(運営委員会)

**第4条** 人権センターの適正な運営を図り、事業の円滑な執行を期するため、中野市人権センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

- 2 委員会は、15名以内で組織し、次に掲げる者をもって構成する。
  - (1) 市民の代表者
  - (2) 人権センター利用者の代表者
  - (3) 識見を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

**第5条** 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会は、会長が必要に応じ招集する。

2 会長は、会議の座長となる。

(簿冊の整備)

**第7条** 人権センターには、その管理運営に必要な帳簿を備え付けなければならない。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成28年3月31日告示第34号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の中野市人権センター運営要綱第4条第2項の規定による委員(以下この項において「旧委員」という。)である者は、それぞれこの要綱による改定後の中野市人権センター運営要綱第4条第2項の規定による委員(以下この項において「新委員」という。)とみなす。この場合において、その新委員とみなされる者の任期は、この要綱の施行の日における旧委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一とする。

## 中野市人権センター運営委員名簿

(任期 2年 令和7年7月1日～令和9年6月30日)

(順不動・敬称略)

区分	氏名	推薦団体・役職	備考
第4条2項1号	芝内 七郎	部落解放同盟中野市協議会会長	
第4条2項1号	小林サチコ	部落解放同盟中野市協議会副会長	
第4条2項1号	小橋 洋一	部落解放同盟中野市協議会宮浦支部長	
第4条2項1号	黒岩 守人	中野市シニアクラブ連合会副会長	
第4条2項1号	矢澤 則夫	中野市身体障がい者福祉協会会長	
第4条2項2号	涌井 純生	中野市人権のまちづくりネットワーク	
第4条2項3号	唐木 敏行	中野市校長会 高社中学校	
第4条2項3号	土屋 武俊	中野市区長会理事	
第4条2項3号	堀内 恵美子	中野市民生児童委員協議会理事	
第4条2項3号	尾島 和夫	中野市あらゆる差別をなくす推進協議会企業人権教育部会長	
第4条2項3号	徳竹 佐織	中野市社会福祉協議会地域福祉係長	

### ◇事務局

所属	役職	氏名
くらしと文化部	部長	秋元 正幸
中野・豊田人権センター	館長(兼務)	神田 幸一
中野人権センター	主幹(兼務)	小林 来世展
	副主幹(兼務)	西野 大輔
	主査(兼務)	会田 真美
	指導員	町田 喜範
豊田人権センター	副館長	高山 真澄
	指導員	金井 真紀子